



平成16年(ラ)第517号 検証目的物提示命令に対する抗告事件
(原審：大阪地方裁判所平成16年(モ)第1338号)

決 定

東京都中央区

抗 告 人 (原審相手方)

上記代表者、代表取締役

上記代理人弁護士

同

大阪府豊中市

相 手 方 (原審申立人)

上記代理人弁護士

同

高 瀬 朋 子
田 中 崇 公

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

別紙のとおり。

第2 抗告に至る経緯

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- 1 相手方は、平成11年11月9日から平成12年11月2日までの間、証券会社である抗告人と株式取引をしていた。
- 2 相手方は、平成16年2月20日、上記取引の違法性を主張して、損害賠償請求訴訟を準備しているとして、抗告人を相手方として、原審裁判所に、次の内容の証拠保全の申立てをした。

(1) 大阪市中心区「_____」所在の抗告人大阪支店におい

て、抗告人保管にかかる別紙検証物目録1ないし10記載の検証物を検証する。

(2) 抗告人は、前項の検証物を検証期日に現場において提示せよ。

3 原審裁判所は、平成16年3月11日、次のとおり、証拠保全決定をした。

(1) 大阪府中央区 所在の抗告人本町支店に臨み、
抗告人保管の別紙検証物目録1ないし10記載の検証物を検証する。

(2) 上記証拠調べ期日を平成16年3月25日午後1時と指定する。

4 原審裁判所は、平成16年3月25日午後1時、上記証拠保全決定に基づく検証を実施するため、抗告人本町支店に臨んだところ、抗告人は、別紙検証物目録6及び7記載の検証物については、電磁的記録として保存している顧客カード（別紙検証物目録1記載の検証物）中のアプローチ履歴として、取引履歴、電話連絡等を記録しているが、自己使用文書であるので、提示できない旨述べた。そこで、原審裁判所は、同日、抗告人に対し、顧客カード中のアプローチ履歴（別紙検証物目録6記載の業務日誌等、同7記載の連絡帳。以下「本件対象物」という。）の提示を命じる旨の原決定をしたが、抗告人は、その提示を拒否した。

原審裁判所は、同日、別紙検証物目録1ないし10記載の検証物のうち抗告人が任意に提示したもののみについて検証を実施した（なお、本件対象物以外にも抗告人が提示しなかったものがあつたが、原審裁判所が提示命令を発したのは、本件対象物のみであつた。）。

5 抗告人は、平成16年3月31日、原決定を不服として、即時抗告をした。

第3 当裁判所の判断

1 裁判所は、民事訴訟法232条1項の適用する同法223条に基づ

き、検証物の提示命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、検証物の所持者に対し、その提示を命じるところ、検証物の提示義務は、証人義務（同法190条）等と同様、わが国の裁判権に服する者が国家に対して負う一般的な公法上の義務であり、正当事由がない限りこれを拒むことができないと解される。

この点につき、抗告人は、本件対象物は、民事訴訟法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるから、同条の趣旨に照らし、抗告人には、本件対象物の提示を拒み得る正当事由がある旨主張する。

そこで、検討するに、民事訴訟法は、検証物の提示について、文書提出義務に関する同法220条を準用していないので、同条をもって、検証物の提示を拒み得る正当事由に関する一般的基準と解することはできないが、検証物が文書で、本案訴訟においてその文書が書証として提出されその記載内容が証拠資料とされることが予想される場合には、文書提出義務との均衡を図るため、書証としての提出義務を免れる場合には、検証物としての提示を拒み得る正当事由があると解するのが相当であると解される。また、本件対象物は、本案訴訟において書証として提出されその記載内容が証拠資料とされることが予想されるということもできる。

しかしながら、本件対象物が民事訴訟法220条4号ニ所定の文書に当たるとは認められない。すなわち、上記文書は、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、およそ、外部の者に開示されることが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりして、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生じるおそれがあるなど、文書提出義務を免れるに値する事由が認められる場合に限り、こ

れに該当するということができる。一件記録によれば、本件対象物は、
抗告人の営業担当者が、管理職に対する業務報告のため、相手方との
連絡の日時、内容、方法（自宅訪問か電話か等）等の事実を記載した
ものであることが認められるから、これが開示されても、相手方以外
の個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形
成が阻害されたりするなど、開示によって所持者である抗告人の側に
看過し難い不利益が生じるおそれがあるとは認められず、民事訴訟法
220条4号ニ所定の文書に当たるということはできない。

したがって、抗告人において本件対象物の提示を拒み得る正当事由
がある旨の抗告人の主張は採用できない。

- 2 抗告人は、上記の点のほか、抗告理由として、本件対象物の証拠保
全は、検証ではなく文書提出命令の手続によるべきあるから、本件証
拠保全手続は不適法であって、これを前提とする原決定も不適法であ
る旨主張する。

しかしながら、原審裁判所は、本件対象物を含む別紙検証物目録1
ないし10記載の検証物について改竄・隠匿の危険性があるとの相手
方の主張を容れ、検証としての証拠保全の必要性があると認め、上記
検証物について検証をする旨の証拠保全決定をしたものであり、当事
者は証拠保全の決定に対して不服を申し立てることができないから
（民事訴訟法238条）、抗告人の上記主張は抗告理由たり得ず、失
当である。

- 3 よって、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとし、主文
のとおり決定する。

平成16年9月3日

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 下 方 元 子

裁判官 橋 詰 均

裁判官 村 田 龍 平

検 証 物 目 録

- 1 顧客カード
- 2 相手方（原審申立人）の信用取引・証券取引開始にあたり同開始基準適合性審査に用いられた書類
- 3 注文伝票
- 4 信用取引・証券取引各説明書（本件取引当時のもの）
- 5 相手方作成の信用取引・証券取引の確認書
- 6 野田及び富永正夫作成の業務日誌・管理者日誌（相手方に関する部分）
- 7 相手方との間の連絡帳（電話連絡帳）
- 8 証拠金過不足一覧表
- 9 相手方にかかる預（受）託有価証券及び現金の預り証券発行ないし回収整理帳あるいは出入金台帳等それと同種の書類
- 10 その他、抗告人における名称の如何にかかわらず、上記取引に関して作成された一切の書類等（電磁的記録を含む。）

ただし、原審裁判所の平成16年3月11日付け証拠保全決定添付の取引一覧表にかかる相手方取引に関して作成されたものであって、平成11年11月9日から平成12年11月2日までの間に限る。

抗 告 の 趣 旨

- 1 原決定を取り消す。
 - 2 相手方（申立人）の本件検証物提示命令の申立を却下する。
- との裁判を求める。

抗 告 の 理 由

- 1 原決定は、平成16年（モ）第1338号決定書添付の検証物目録6，7記載の「アプローチ履歴」と題する文書（以下「本件文書」という）の提示を命じるものである。

しかし、以下に述べる理由により、本件文書を検証物提出命令の対象とするのは不適法である。

- 2 そもそも検証とは、裁判官が五官の作用によって対象である検証物の性状を検査して証拠資料を取得する証拠調べであり、文書の場合、その意味内容ではなく文書の存在自体ないし外形を証拠資料とする場合には検証の手続がとられる。文書の意味内容を証拠資料とする場合には書証の手続による（上田徹一郎「民事訴訟法」388頁）。

この点、書証の取り調べにつき、法220条4号イないしホは、文書提出義務に例外を設け、営業上の秘密等の文書所持者の利益の保護を図っている。文書の意味内容を証拠資料とする場合に書証ではなく検証の手続によることが許されるなら、法232条が法220条を準用していないゆえに、文書提出義務を負わない文書であっても検証の手続によれば検証物提示命令によって真実擬制の制裁の下で所持者に提出させることができると考え得ることになり、法220条の趣旨に反する。

相手方は、平成16年2月20日付証拠保全申立書において、抗告人が相手方に対し取引内容についての適切な情報提供を行わなかったこと、実質的に個々の取引につき相手方の指示を得ずに取引を行う一任勘定取引の態様で取引を継続したこと等による善管注意義務違反、忠実義務違反等を主張し、かかる抗告人の債務不履行行為ないし不法行為の立証のために本件文書が必要であることを申立の理由としている。本件文書は、後述するとおり、営業担当従業員が顧客への連絡

の日時、方法、内容等につき記載するものであるところ、抗告人の債務不履行行為ないし不法行為を認定するには本件文書の意味内容を証拠資料とする必要があるから、本件文書に対する証拠保全は、本来、書証の手續によって行われなければならない、提出を命じる場合は文書提出命令によるべきである。ゆえにそもそも検証の手續によることが違法である以上、本件文書は検証物提示命令の対象にもならないというべきである。

よって、原決定は本来書証の手續によるべき文書を対象としたものでありその手續に重大な瑕疵がある上、法220条4号の趣旨にも反し不適法である。

3 (1) 仮に上記主張が認められないとしても、以下に述べる理由により、抗告人は本件文書の提示を拒否する正当事由があり、本件文書は検証物提示義務の対象とならない。

(2) そもそも、専ら文書の所持者の利用に供するための文書については、文書提出命令の対象にならない(民事訴訟法(以下「法」という)220条4号二)。検証の目的物の提示につき、法は220条を準用していないが、文書の意味内容が証拠資料とされる場合に、文書提出義務の対象外である文書につき検証物提示義務を肯定するならば、検証の方法として当該文書がコピー、写真撮影されることにより、文書提出義務に例外を認めた法220条4号の趣旨を実質的に潜脱することとなる。

したがって、文書の意味内容が証拠資料とされる場合、所持者が文書提出義務を負わない文書については検証物提示を拒否する正当な理由があり、所持者は提示義務を負わないものと解するべきである。

(3) 本件文書は、営業担当従業員等が、管理職に対する業務報告のために顧客に対して連絡を行った日時、内容、方法(自宅訪問、電話など)等を備忘的に記載したものである。すなわち、顧客の発言や以前に連絡した内容をふまえて新たな商品等を案内する際の参考にするために記載されるものであり、

専ら申立人会社の営業の便宜から記載されるものである。つまり、本件文書は、会社の内部資料そのものであり、法令上も作成が義務づけられておらず（証券会社に対する内閣府令60条及び別表第8参照）、そもそも第三者への開示を予定した文書ではない。従って、かかる文書の性質から、その記載事項や記載方法につき、社内に詳細な規定が存在するわけではなく、従業員間で記載方法が統一されているわけではない。

また、本件文書の内容が前記のように会社内での報告用に顧客に対する連絡の日時、内容、方法等を記載したものであることからすれば、本件検証物が挙証者と文書の所持者の間の法律関係について作成されたものには当たらないと言ふべきである。個々の取引の約定については顧客勘定元帳の記載等から明らかであること、及び本件検証物が従業員の備忘を主たる目的とし原則として会社外部の第三者に対する開示を予定していないため、その記載内容の正確性は必ずしも担保されておらず、記載の具体性も統一されているわけではないことに鑑みれば、挙証者と文書の所持者との間の法律関係の成立又は効力について裁判所が適正な事実認定をするために必要な文書とは言えない。

上記のような本件文書の内容、作成目的、性質等に照らせば、本件文書が極めて自己使用性の強い文書であって、その作成、開示、処分等は所持者の意思に委ねられているものであることは明らかである。この点、東京地決平成11年8月16日（金融法務事情第1557号75頁）は、銀行が挙証者との交渉経緯を記載した業務日誌につき、稟議書以上に自己使用性の強い文書であり、文書提出命令の対象にならない旨判示している。

もっとも、大阪高決平成7年2月21日（判例時報第1543号132頁）は、商品取引会社の業務日誌につき、自己使用文書ではなく法律関係文書に該当する旨判示しているが、本決定で問題となった業務日誌は、全国商品取引連合会の受託業務指導基準により、外務員に作成が義務づけられ、必要的

記載事項が明確に定められていることを理由に提出を認めているところ、本件文書については証券業協会の公正慣習規則（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」）等においても作成を義務づけられておらず、本件とは事案を異にすると言うべきである。

前記2で述べたとおり、本件は文書の意味内容が証拠資料とされる場合であり、かつ本件文書は法220条4号ニに定める自己使用文書に該当し、所持者は文書提出義務を負わないのだから、抗告人は本件検証物提示義務を負わない。

4 原決定は、上記2、3で述べた点を看過するものであり、不適法である。

5 よって抗告の趣旨記載の裁判を求める。

以上

これは謄本である。

平成16年9月3日

大阪高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 西 井 康 弘